

平成 27 年 12 月 4 日

各位

一般社団法人フォレストック協会
理事長 石黒 路明

「岩泉町の森林」の CO2 吸収量クレジット販売一時停止解除について

当協会では平成 27 年 10 月 27 日より販売一時停止していた「岩泉町の森林」の CO2 吸収量クレジットについて、一時停止を解除することといたしましたのでお知らせいたします。

フォレストック認定制度では認定取得者による翌年度の主伐予定量の申告をもとに、森林認証機関が CO2 吸収量を算出し、主伐実績報告等での確認を通して次回の定時モニタリングにて当該年度の CO2 吸収量を確定していますが、予定申告量を超える主伐が実施された場合、CO2 吸収量の算定量の減少、また既に販売済みクレジットの消失にもつながり、購入企業等及び制度運営の信頼性に対し極めて深刻な影響を及ぼす事由と捉えており、フォレストック認定制度規定集 十六 フォレストック認定の取消 1（4）において『認定取得者が、当協会の承認なく又は当協会の承認の範囲を超えて、「主伐予定量申告書」または「施業予定申請書」に記載された主伐量をこえる主伐を行った場合。』をフォレストック認定の取消事由として定めています。

今回、「岩泉町の森林」が上記事項に抵触していましたが、本件は事務的要因に依るところが大きかったことから、当該認定森林からの CO2 吸収量クレジットの販売を一時停止としておりました。このたび、岩泉町より再発防止措置等が計られることが確認できたことから、本日をもって、当該認定森林からの CO2 吸収量クレジットの販売一時停止を解除することとします。

なお、合わせて今般の事案に伴い公表を控えていた定時モニタリング報告書は、上記措置を踏まえ、規定集の取消事由に抵触してはいますが協会としてやむを得ないと判断し、当該主伐実績を報告する内容のまま掲載することといたします。

以上